

派遣法第23条第5項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(2026年3月11日時点 当社決算期末)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（派遣労働法）

第23条5項の定めにより、派遣事業を行う事業ごとの情報提供が義務づけられました。

下記の通り当社の派遣事業運営情報を公開いたします。

- 事業所の名称 株式会社オーチャー
- 事業所の所在地 神奈川県横浜市西区南幸2-16-20
- 許可番号 派14-302019

1. 派遣労働者の実績

派遣労働者の数	13人
労働者派遣の役務の提供を受けた物の数：派遣先の実数	3件

2. 労働者派遣の料金、派遣労働者の賃金の額

派遣料金の平均額（8時間あたり）	¥16,568
派遣労働者の賃金の平均額（8時間あたり）	¥12,147

3. マージン率

26.7%	計算式： $\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
-------	--

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

協定対象者の範囲：すべての派遣労働者

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間 2025年4月1日～2026年3月31日）

5. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口：総務部 阿部泰昌 TEL：045-316-2511

教育訓練の種類	実施時期	対象者 キャリア	訓練方法 (OJT・OFF-JT)	費用負担	賃金支給
入社時研修	入社時	○	OJT	無償	有給
職能別研修Ⅰ	2年目	○	OFF-JT	無償	有給
職能別研修Ⅱ	3年目	○	OFF-JT	無償	有給